

XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：6,647万人（2018年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：44,177ドル（2018年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.6%（2018年 IMF 推計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ドル=0.75ポンド/1ポンド=144.59円(2018/5/31) 	
2. 金融制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（317、2018年5月末、2000年；金融サービス市場法） ・ 住宅金融組合（44、2018年1月末、1986年；住宅金融組合法） ・ 信用組合（464、2018年5月末、1979年；信用組合法及び2014年協同組合法） ○監督官庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融安定政策委員会（FPC）、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA） ・ なお、2017年3月1日からPRAはイングランド銀行（BOE）に吸収されたが、PRAの名称は残されるとともに、BOE内に新設された健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee）がPRAの規制・監督業務を行うこととなった。 ○預金保険制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス補償機構により85,000ポンドまで補償（2017年1月30日より） 	<ul style="list-style-type: none"> ○大手5行（HSBC、バークレイズ、ロイズ、RBS、スタンダード・チャータード）の存在感が大きい。 ○預金保険制度の補償限度額は5年毎に見直し。欧州連合（EU）指令でEU加盟国に義務付けている限度額100,000ユーロを目安として、為替変動分を調整している。ポンドの対ユーロ上昇を受け、PRAは2016年1月1日より限度額を75,000ポンドに引き下げたが、2016年6月Brexitを決めた国民投票以降ポンドが下落したため、2017年1月30日より限度額は85,000ポンドに戻されている。

<p>3. 郵便貯金の概要</p>	<p>○郵便貯金制度・経営形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便事業は、郵便集配を行うロイヤルメール(Royal Mail Plc)と郵便局を運営する郵便局会社 (Post Office Ltd.) に分社化されており、このうち郵便局会社が民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店業務を行っている。 郵便局会社は 100%政府出資。 全国に 11,659 の郵便局がある。(2017 年 3 月末) <p>○顧客基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしている。 <p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託業務として、提携金融機関による預金など貯蓄・投資商品の販売、送金サービスや外国為替、集金業務の受託などの金融商品を提供。 	<p>○英国アイルランド銀行を中心に 20 行弱の提携金融機関の金融商品を提供している。</p>
<p>4. リテール金融機関の位置付け</p>	<p>○個人金融資産残高内訳 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現預金：24.2% 株式・出資金：11.3% 投資信託：4.9% 保険・年金基金：55.3% <p>○個人の現・預金残高 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額：1.61 兆ポンド <p>○銀行による個人向け貸出残高 (2017 年 12 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総額：1.76 兆ポンド 	<p>○住宅金融組合は住宅ローン市場において 22%のシェア (2018 年 3 月)。信用組合の預金・貸出におけるシェアは 1%未満と小さい。</p> <p>○住宅金融組合協会によれば、住宅金融組合の預金額は 2,710 億ポンドと、全預金の 18%のシェア、このうち預金型 ISA は 36%のシェアとなる (2018 年 3 月)。</p>
<p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○最近の金融動向等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「金融包摂/排除」の現状について、近年では、金融排除問題への対応を検討するための上院特別委員会が 2016 年 5 月に設置され、2017 年 3 月にはその最終報告書が提出された。 マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等について、金融行為監督機構 (FCA) は 2014 年 3 月、クラウドファンディング及びピア・トゥ・ピア・レンディングに関する最終規則を公表。 <p>○最近のリテール決済の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国の 2016 年のデビットカード機能を持つカードに 	

よる決済額は 7,328 億ポンドとなり、前年 (5,212 億ポンド) より増加。

- 英国で 2017 年の 15 歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 91.5%であるのに対し、クレジットカードは 65.4%に止まっている。
- モバイル決済についても近年は盛んである。英国で過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 72.8%から 2017 年には 80.7%に上昇。

○今後のリテール金融機関の動向

- 郵便局については、その社会的意義に鑑みて、公益性を維持する組織として政府が 100%株式を保有。但し、郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる相互組織化の可能性を確保。
- チャレンジャーバンクとフィンテックの動向
金融危機が起きた 2009 年ごろより「チャレンジャー・バンク」と呼ばれる新規参入行が増えている。今後は大手行によるオープン API の開始により、フィンテック企業が更にチャレンジャーバンクとして、リテール金融市場に参入してくる可能性もあろう。

○その他：Brexit 交渉に関する最近の動向

- 現時点で、EU 側の交渉におけるガイドライン上は、英政府の「いい所取り」は認めないということが明記されている。英国と EU の間の新協定の中で、これまでの金融パスポートと同程度の EU 域内市場への無条件なアクセス権が与えられる可能性は低いと見做されている。
- 人材確保という観点からフィンテック産業への影響も懸念されている。イノベート・ファイナンスは、2018 年 4 月に発表したレポートの中で、Brexit に伴って将来的に英国の移民システムが変わってしまった場合にどのような影響が出るかという点に関する分析を行った。

○2016 年 11 月に、BEIS は、郵便局の将来ネットワークに関する市中協議書 (consultation) を発表し、同年 11 月から 12 月にかけて約 3.1 万人から意見聴取がなされた。市中協議書の反応を受けて、2017 年 12 月に BEIS は政府としての対応を発表し、2018 年 4 月以降、3 年間で 3 億 7,000 万ポンドの補助金供与を行うこととした。